

住所 国分市敷根1 4 1番地

氏名 株式会社キリシマ

平成4年8月3日付けで申請のあった林地開発許可申請については、森林法第10条の2第2項及び第4項の規定により別紙条件を付して許可します。

平成5年3月1日

鹿児島県知事 土屋 佳 照



開発行為に係る森林の所在場所	鹿児島県 始良郡霧島町永水字トندان3584番地1 外205筆
開発行為に係る森林の土地の面積	54.9987ha
開発行為の目的	ゴルフ場造成(18ホール)

許 可 条 件

1. 以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。
2. 開発行為は、申請書及び添付書の内容に従って行うこと
3. 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
4. 開発行為に着手したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
5. 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。また、県の職員による完了確認が終了するまで供用を開始しないこと。
6. 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災処置を講ずるとともに、県の職員が実施結果につき、確認を行う場合にはこれを拒否しないこと。
7. 開発行為に係る土他の権利の譲渡が行われたときは、速やかに知事に届け出ること。
8. 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
9. 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を認ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
10. 3 か月ごとに開発行為の施行状況について知事に報告書を提出すること。
(四半期に1回…6・9・12・3月末)
11. えん堤、沈砂池等の施設の措置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
12. 切土、盛土又は捨土は、降雨時、強風時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、降雨時、強風時、台風襲来時又は融雪時には、施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないよう防止措置を講ずること。
13. 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合にはその地盤にすべりが生じないよう抗うちを行うこと。
14. 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
15. 盛土及び捨土は、30センチメートルないし、40センチメートルごとに十分締固めを行うこと。
16. 開発行為の途中において、災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、許可条件の変更及び追加等を行うことがある。